知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例

(平成11年7月1日 条例第19号) 改正 平成14年7月1日条例第4号 改正 平成28年2月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、東海市の職員の例による。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成14年条例第4号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成28年条例第2号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。